

かながわ**仮**住まいリーフレットを作成しました！

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市（災害救助法に基づく救助主体）による連携した取組として、災害時における「住まい」に着目し、大規模災害の発生から、避難、仮住まい、復興までの流れを示した「かながわ仮住まい」リーフレットを作成しました。

1 ねらい

大規模災害の発生から、避難、仮住まい、復興までの流れを、避難先や仮住まい等の多様な選択肢と合わせて示すことで、平時からの備えを促すとともに、被災後の円滑な行動につなげることを目的としています。

2 リーフレットのポイント

- 被災後の行動や暮らしがイメージできるよう、災害発生から避難先、仮住まい、住まいの再建までのタイムラインを作成できます。
- リ災証明書の取得や仮住まいの選択肢、被災者に対する支援制度など、速やかな住まいの確保に必要な情報を知ることができます。
- 自宅の耐震化や地震保険の加入、ハザードマップの確認など、平時の備えに必要な情報を知ることができます。

※リーフレットの詳細については別添資料をご参照ください。

3 入手方法等

(1) 市内の配布場所

市民情報センター(市役所3階)、区役所、図書館、地区センター等で配布します。

(2) ホームページからダウンロード

神奈川県のホームページからリーフレットのデータをダウンロードできます。

URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/saigai/karizumai.html>



お問合せ先

建築局 住宅政策課長 松本 光司 Tel 045-671-2917



かながわ 仮住まい

今考えよう。
災害後の暮らしを守るために。

仮に災害が起きて、仮に今のお住まいに住み続けられなくなったら、、、
すぐに仮の住まいが必要になります。
ぜひ自分ごととして考えてみてください。
過去の震災では、今のお住まいに住めなくなった場合、7~8割の方はご自身で『仮住まい』を確保しています。

●本リーフレットの使い方



コラム

- ・発災直後の避難先や、復興に関するお金の話が注目されますが、多様な『仮住まい』の選択肢を持つことで、発災から復興に向けて、より良い選択が可能となります。
- ・東日本大震災以降は、建設型の応急仮設住宅だけでなく、既存の賃貸住宅等を行政が借上げ提供する方法(賃貸型応急住宅)も一般的になりました。神奈川県では、アパート等の物件もたくさんあるので、『仮住まい』として賃貸型応急住宅が多く提供される可能性が高いです。
- ・「普段どおりになるまでは、どこか被災地外に避難したい。」といった声が聞かれます。被災状況によっては2次災害を防ぐため、『広域仮住まい』も有効ですが、遠方へ避難した時には避難元の情報を収集することが重要です。
- ・自ら対応する「自助」、行政による支援「公助」だけでなく、自治会や民間企業、NPO等による「共助」があります。このリーフレットを使って、個人や家族で『仮住まい』について考えた後に、地域で準備しておくこと等を自治会等で話し合うことも大切です。

防災・仮住まいチェックリスト

◎:万全 ○:大丈夫 △:不安 ×:不十分 □:記入してみてください。

耐震診断・補強	<input type="checkbox"/>	防災訓練への参加(消火訓練等)	<input type="checkbox"/>
家具転倒防止	<input type="checkbox"/>	地域のつながり(自治会や修理業者等)	<input type="checkbox"/>
ガラス飛散防止フィルム	<input type="checkbox"/>	親戚・知人とのつながり	<input type="checkbox"/>
住宅用消火器・住宅用火災警報器	<input type="checkbox"/>	(指定緊急)避難先の確認	<input type="checkbox"/>
感震ブレーカー・懐中電灯等	<input type="checkbox"/>	仮住まいの確認(マイタイムライン記入)	<input type="checkbox"/>
家族安否の確認方法	<input type="checkbox"/>	仮住まいの条件(1階、駅近等)	<input type="checkbox"/>
ハザードマップの確認	<input type="checkbox"/>	広域仮住まいの準備(避難候補地へ事前訪問)	<input type="checkbox"/>
常備薬の確認	<input type="checkbox"/>	行政による支援制度等の把握	<input type="checkbox"/>

令和4年2月発行
編集・発行／神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課
神奈川県横浜市中区日本大通1 ☎045-210-6539

掲載の情報は令和4年2月現在のものです。

2 避難先の選択肢

【在宅避難】

自宅にとどまる「在宅避難」という方法があります。余震等のリスクに備え、建物の安全性の確認が必要です。



【知人宅等に避難】

自宅が危険な場合、近くの知人宅やアパート、ホテル等への避難が考えられます。



【(指定)避難所】

自宅が危険な場合、小・中学校の体育館等の(指定)避難所への避難が可能です。一般の(指定)避難所での生活が困難な方への配慮がされた福祉避難所が用意される場合もあります。

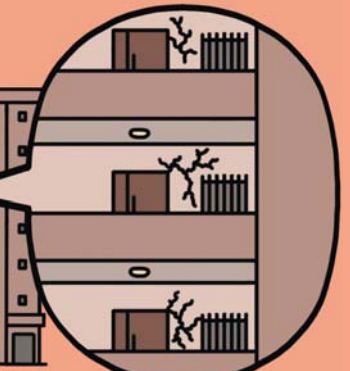
(指定)避難所では、たくさんの知らない人と共同生活を送ることになるため、プライバシーの問題や、他にもいろいろと我慢を強いられることがあります。たくさんの人が一度に集まるため、感染症対策に心がけましょう。

【広域避難(親戚宅・別荘等)】

近くに適当な避難先を確保できない場合、遠くの場所への「広域避難」も選択肢の一つになります。



※一見、大丈夫そうな建物でも、亀裂が随所にある、ライフラインも損傷すると、居住の継続が困難な場合があります。過去の震災では、半壊と証明されたケースもあります。



0 住まいの防災

【自宅の耐震化・不燃化】

耐震化・不燃化を進めれば、地震が発生したときの被害が軽減されます。自宅で生活を継続できる可能性も高まります。



参考:神奈川県HP「住宅の耐震化」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kd8/cnt/f360590/index.html>

【火災対策】

消火器の備えや、火災警報器の点検等、取り組めることがたくさんあります。消火訓練にも、参加しましょう。



【在宅避難の備え】

水や食料、簡易トイレの他、常備薬等、個人に必要なものも備蓄しましょう。高層マンションでは、多めがおススメです。



【家具の転倒防止】

家具の転倒を防止し、外傷を負ったり、逃げ道を塞がれて、避難が遅れたりしないようにしましょう。



【地震保険の加入、見直し等】

火災保険で補償されない、地震や風水害、土砂災害による被害に備えましょう。分譲マンション共用部の地震保険等もお忘れなく。

参考:内閣府HP「保険・共済加入のすすめ」
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/hokenkyousai/>

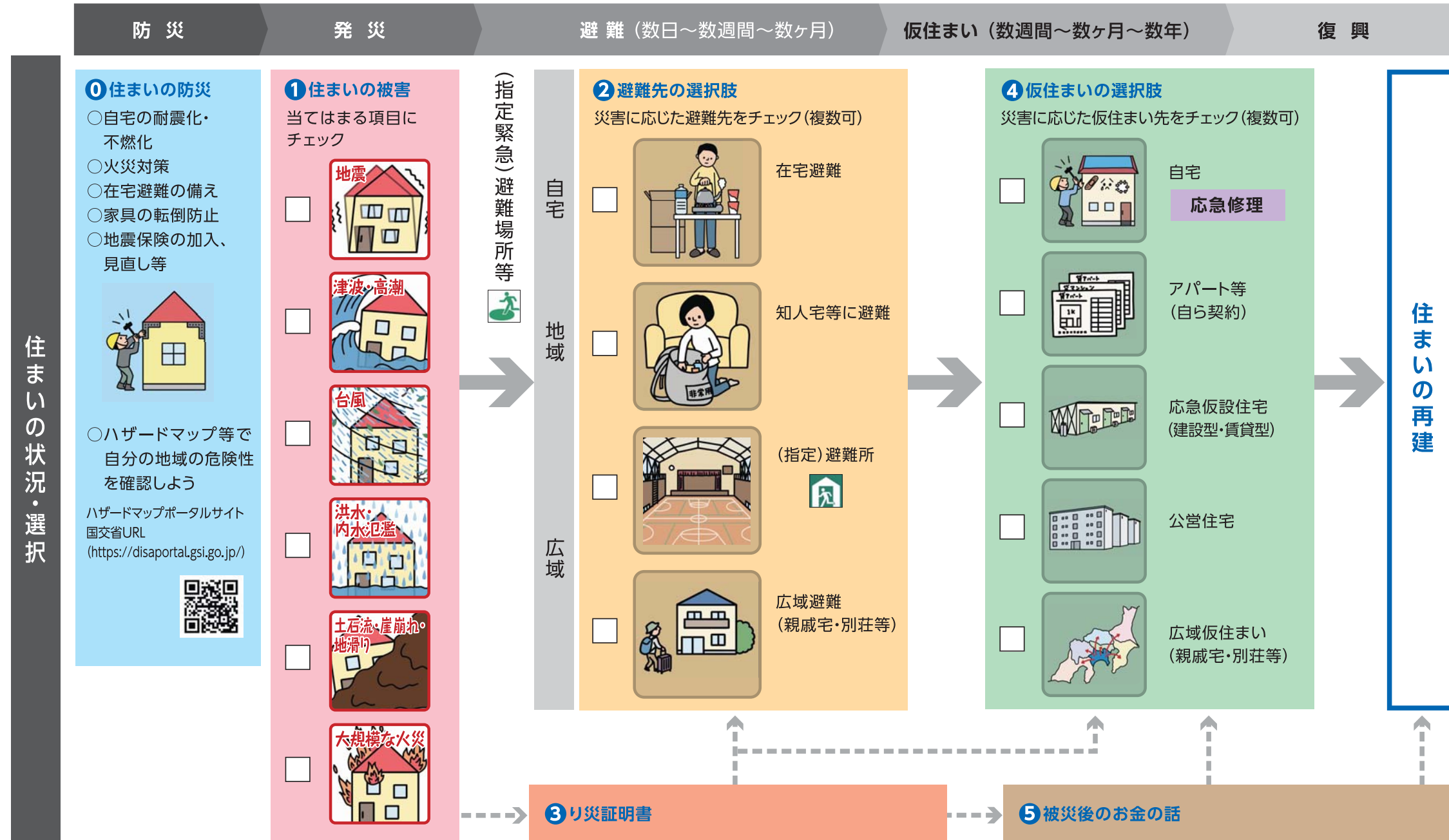


台風

地球温暖化の影響から、風水害の規模も大きくなっています。令和元(2019)年の台風では、県内で約45年ぶりに災害救助法が適用されるなど、住宅だけに限らず、道路や河川等も大きな被害がありました。

令和元年台風19号 建物被害棟数
(全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水) 約3,000棟





ライフラインの被害と復旧日数 電気(12日*) 水道(22日*) ガス(42日*) 下水道(62日*)

*神奈川県地震被害想定調査 (平成27年3月神奈川県地震被害想定調査委員会) 都心南部直下地震における復旧日数

1 住まいの被害

地震

今後、30年以内に南関東地方でM7クラスの地震が発生する確率は70%とされています。

阪神・淡路大震災の死者の約8割が建物倒壊による圧死です。昭和56(1981)年5月以前に建てられた「旧耐震」の住宅は、大地震での安全性が高くありません。

また、昭和56(1981)年6月以降の「新耐震」の住宅でも、震度6以上の強い揺れに襲われれば、被害が生じる可能性があります。

都心南部直下地震 (M7.3、震・夕方18時) 建物被害想定棟数 (全壊・半壊・倒壊) 約32万棟

避難者想定人数 約130万人

神奈川県地震被害想定調査 (平成27年3月:神奈川県地震被害想定調査委員会)

3 リ災証明書

被災者から市町村に申請があった場合に、家屋の被害程度を証明するもので、様々な義援金の受給や税金等の支払いの猶予、応急仮設住宅への入居申請に必要な場合もあります。

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
損害基準判定 (住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

リ災証明取得にあると役立つもの(代理申請可)

- ・印鑑
- ・免許証、マイナンバーカード等(本人確認書類)
- ・被災後の建物の写真(被害認定の適正判断のため)

※いずれも、身の安全確保を第一にしてください。上記書類に不備があっても大規模災害においては、対応可能です。

5 被災後のお金の話

「自然災害債務整理ガイドライン」や「被災者生活再建支援金」、「災害甲慰金」等、被災者に対する様々な支援制度があります。

【被災者に対する支援制度】

内閣府HP

- ・被災者生活再建支援金
大規模災害で住居に被害を受けた世帯には、**最大300万円**の被災者生活再建支援金が支払われる場合があります。
- ・災害甲慰金
大規模災害で亡くなった方のご家族には、**最大500万円**の災害甲慰金が支払われる場合があります。

【自然災害債務整理ガイドライン】

(一社)東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関HP

4 仮住まいの選択肢

過去の震災では、全壊・半壊戸数の2~3割分の応急仮設住宅が提供されました。残りの7~8割の世帯は、自ら住まいを確保していることになります。

応急仮設住宅
2~3割
程度

自ら住まいを確保
7~8割
程度

【自宅】

自宅に継続して居住する方法があります。余震等のリスクもあるため、建物の安全性や居住性の確認が必要です。

○応急修理

応急的に修理すれば居住可能となり、かつ、自らの資金では修理できない世帯については、自治体が限度額の範囲内で必要最小限の修理を行う場合があります。

・費用の限度額

- ①大規模半壊・中規模半壊・半壊・半壊：**最大59.5万円**
- ②準半壊：**最大30.0万円**

※応急修理の期間が長期化し、条件を満たす場合は、応急仮設住宅が併用できます。

【アパート等(自ら契約)】

行政による応急仮設住宅の支援を受けことなく、自ら物件を探して、自力でアパート等を借りて入居する方法があります。

【応急仮設住宅(建設型・賃貸型)】

被災して、自らの資金では住宅を得ることができない人には、原則として2年間、無償で入居できる応急仮設住宅が供与されます。

○建設型応急住宅

プレハブ・木造で、行政が新たに建設し提供する応急住宅です。

建設型応急住宅(プレハブ)

○賃貸型応急住宅

既存の賃貸住宅等を、行政が借上げ提供する応急住宅です。

賃貸型応急住宅

【公営住宅】

低額所得者向けに行政が建設した公営住宅に、一時入居できる場合もあります。

【広域仮住まい(親戚宅・別荘等)】

親戚宅・別荘等の被災地外に出る「広域仮住まい」も考えられます。

仮カリスまい君

そもそも、自宅が被災しなければ、仮住まいの必要はありません。住まいの防災対策を進めましょう。